規　則

○会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

会計検査院長　重松　博之

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の三第一項中「賦与」を「付与」に、「は握」を「把握」に、「、他会計への繰入未済金又は未納付益金」を「又は他会計への繰入未済金（他会計への繰戻未済金を含む。）」に改める。

第五十八条の四の見出し及び同条第一項中「歳出予算の繰越しに係る債務」を「歳出予算の繰越しに係る債務又は保険給付に係る繰越債務」に改める。

第六号の二書式（その1）参考3の表中

他会計への繰入未済金	繰入先会計名
未納付益金	納付先会計名

を

他会計への繰入未済金（他会計への繰戻未済金を含む。）	繰入先会計名

に改め、同書式（その1）参考5中「未納付益金を除く」を削る。

第六号の二書式（その2）の表中「何々（債務の種類）」を「歳出予算の繰越しに係る債務」に改め、参考3を次のように改める。

3　この表は、部局等及び項に区分して記載すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の計算証明規則の規定は、平成二十二年度分以降の計算証明について適用する。

告　示

○財務省告示第百四十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年四月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第四回	四千二百五万円	四千二百四万五百二十四円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第四回	十三億六千七百十七万円	十三億四千二百四十五万千五百九十六円
〃	第六回	十四億千六百二十六万円	十三億九千六十五万四千四十八円
〃	第八回	十三億八千八百十万円	十三億六千二百五十五万八千九百六十円
〃	第十回	六億六千九百八十三万円	六億六千百十四万九千二十八円
〃	第十二回	十二億千三百五十二万円	十一億九千四百二十九万七千八百七十六円
〃	第十四回	三億六千七百三十二万円	三億六千二百五十三万千六百二十三円
〃	第十六回	三億五千四百四十六万円	三億五千二百三十四万二千五百五円
〃	第十八回	八千三百八十五万円	八千三百五十六万五百二十三円
〃	第二十回	八千三百三十一万円	八千三百二十四万七千六百九十六円
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十四回	四十四億八千三百八十八万円	四十四億六千四百八十六万八千三百七十八円
〃	第十六回	三十九億三千七百六十二万円	三十九億二千九十二万四千五百十八円
〃	第十八回	十六億九千九百八十五万円	十六億九千二百六十四万二千六百五十六円
〃	第二十回	十二億千四百十三万円	十二億八百九十八万二千百二円
〃	第二十二回	二億七千七百九十六万円	二億七千六百七十八万千四百六十円
〃	第二十四回	三億二千九百二十三万円	三億二千七百八十三万四千七十四円
〃	第二十六回	二億二千九百四十三万円	二億二千八百四十五万七千二百二十二円
〃	第二十八回	二億七千四百七十四万円	二億七千三百五十七万五千百十円
〃	第三十回	四千五百四十五万円	四千五百三十一万五千五百三十四円
〃	第三十二回	二千七百三十六万円	二千七百三十五万八千八百七十七円
合　計		百九十五億五百五十二万円	百九十三億四千二百五十七万四千三百十円

○文部科学省告示第八十号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十九条第一項の規定に基づき、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において使用される教科用図書として検定を経た図書の名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明